

「新しい公共支援事業」

新しい公共の場づくりのための モデル事業のご案内

～ 東日本大震災で被災した方々の支援にも活用できます ～

新しい公共支援事業のうち、新しい公共の場づくりのためのモデル事業では、地域の諸課題解決に向けた取り組みや、東日本大震災で被災した方々を支援する取り組みに対して、以下の通り資金を助成します。

<資金助成の対象となる団体等>

特定非営利活動法人（NPO）、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織（以上を「NPO等」といいます）が資金助成の対象となります。また、NPO等と都道府県・市区町村等から構成される協議体も資金助成の対象となります。

<本事業の仕組み>

- ・NPO等と都道府県や市区町村が連名で（またはNPO等と都道府県・市区町村等から構成される協議体が）、本事業に申請することができます。
- ・申請は都道府県に行い、運営委員会の審査により選定されます。
- ・選定された案件については、申請者に対して資金が助成されます。

<資金助成額>

1申請案件当たり概ね100万円～1000万円となります。ただし、都道府県の状況によっては運用が異なる場合があります。

<資金助成の対象となる支援活動>

NPO等、行政、関係者の協働により行う継続的な活動であり、他の地域のモデルとなるような先進的な取り組みとします。地域における課題解決を図ることを目的として、適切に事業を企画することで、例えば、以下のような取り組みが可能となります。

【 まちづくり支援、コミュニティの再生、被災者受け入れ活動、被災地への支援者派遣、
復興支援センターの設置・運営、等 】

※NPO等が単独で実施する事業や、単発的な炊き出し、支援物資の提供などは、本事業の対象外です。

<対象経費>

事業の目的達成に必要なものであれば、幅広い経費が対象となります。例えば、NPO等の職員の人件費、施設の整備・改修等も対象となります。

<問い合わせ先等>

上記の内容は、「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」に基づく本事業の基本的考え方であり、詳細は都道府県ごとに異なる場合があります。詳しくは

- ・内閣府ホームページ (<http://www5.cao.go.jp/npc/unei/uneikaigi.html>) または
- ・都道府県担当窓口（県民生活・男女共同参画課 担当：種田 TEL：088-823-9769）
にお問い合わせください。